

⑧その他の創意工夫の取組み

<p>区分及び事業名</p> <p>※1から4までのいずれか該当するもの一つに○を付し、()に事業名を記入してください。</p> <p>※1から4までの複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。</p>	<p>1 人権相談分野 (事業名：)</p> <p>② 地域就労支援分野 (事業名：地域就労支援事業)</p> <p>3 進路選択支援分野 (事業名：)</p> <p>4 生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野 (事業名：)</p>
<p>【現状】</p> <p>障害者雇用促進法により法定雇用率による障害者雇用が義務づけられたが、まだまだ市内企業における障害者の雇用が進んでいない現状がある。</p> <p>障害者の方からの就労相談においても、面接までは行くものの何社も不採用になるなどの相談があり、その背景には企業の障害者に対する理解不足や受入れ態勢が十分に整っていないことを要因とした不安感がある。</p> <p>【現状における課題】</p> <p>障害者の雇用促進を図るためには、企業が障害者の適性や能力等を正しく理解することや障害者の方の能力が発揮できるよう、職場の受入れ態勢の構築等、職場環境を整備していただくことが何よりも重要である。</p> <p>【取組み内容】</p> <p>市内企業等を対象に、障害者の雇用促進を図ることを目的としたセミナーを実施した。</p> <p>本セミナーは、単なる講演ではなく、障害者事業所の取組紹介・事業所の現地視察、障害者事業所と市内企業の連携事例など、具体的事例を交えた工夫ある内容で実施したことで、企業の障害者の特性理解や受入れ態勢等の重要性について理解が進み、障害者の受入れに対する不安が軽減・払拭された。</p> <p>また、本セミナーでは意見交換会も実施し、仕事の発注等を通じた連携の必要性について、報告者と参加者と積極的な意見が交わされるなど、障害者雇用に対する理解が促進された。</p> <p>さらに、障害者の雇用を検討している企業からの相談を受ける体制を整え、障害者の受入れにあたって配慮すべき点等のアドバイスを行い、障害者雇用の促進・拡大に努めた。</p> <p>今後も同様の取組みを推進し、障害者雇用の促進・拡大を図っていく。</p>	